

「健康増進型保険」の個別商品の特徵と JA共済の「健康分野」の取組みについての考察

上席専門職 熊沢 由弘

目次

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1. はじめに | 3. JA共済における「健康分野」への取組みについての考察 |
| 2. 「健康増進型保険」の代表的商品の概要と特徴 | 4. おわりに（私見） |

1. はじめに

『共済総研レポート』No. 158『「健康分野」における最近の政府・関係省庁の取組みと生命保険会社の動向』において、筆者は「健康増進型保険」を「健康分野において保険会社が取り組むヘルスケア事業の柱の一つ」と位置付け、「保険商品のみに着目するのではなく、当該保険会社のヘルスケア事業に対する様々な取組みを踏まえてその位置付けを捉える必要がある」と整理した。しかしながら、多くの報道内容は「健康増進型保険」の保険商品としての制度面の特徴に注目している印象である。

現時点で「健康増進型保険」と呼ばれている保険商品には様々なタイプがあり、最近では2018年7月に住友生命が南アフリカの金融サービス会社であるディスカバリー社のウェルネスプログラム「Vitality」を取り入れた従来にないタイプの保険商品を提供したことで注目されている。「健康増進型保険」は、現時点では大手保険会社とそのグループ会社か

らの提供にとどまっている印象であるが、今後、加入者の評価・反応によっては、商品開発がより活発になるかもしれない¹。

本稿においては、現時点で提供されている「健康増進型保険」の代表的な個別商品について、その特徴を把握・理解することを目的に整理を行い、あわせて生命保険会社の動向を踏まえたJA共済における「健康分野」の取組みについて考察を加えてみた。なお、本稿における「健康増進型保険」に対する評価やJA共済の取組みに関する考察については、筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2. 「健康増進型保険」の代表的商品の概要と特徴

(1) 対象とする保険商品

本稿では「健康増進型保険」の要素として筆者が認識している以下①～③のすべてに該当する保険商品から代表的なものをとりあげてみた。

1 第一生命は2018年3月に主力商品「ジャスト」で提供を開始したが、同社のグループ会社であるネオファースト生命は「保険で健康になろう」というスローガンを掲げ、2016年以降他生保に先行して複数の健康増進型保険を提供済である。また、大手損保グループの東京海上日動あんしん生命は2017年8月に終身医療保険「あるく保険」を、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命は2018年4月に収入保障保険「リンククロス 自分と家族のお守り」を提供している。なお、他の大手生保の動向として、明治安田生命は2019年4月を目途に新商品（所定の要件を満たした場合にキャッシュバックするとの情報）を提供予定である。日本生命は2016年4月に保険付帯サービス「ずっともっとサービス」に「健康サポートマイル（健康診断・がん検診の受診、スポーツイベント参加等の健康増進活動に対してサンクスマイルが貯まり、健康グッズなどと交換可能）」を導入し、保険商品の提供はないが、ニュースリリース等の内容から商品開発の検討も行っている模様である。

- ① 保険加入を契機に健康増進・生活習慣改善につなげることをコンセプトとしている。
- ② 健康状態や健康増進活動状況等により、加入者優遇措置（保険料割引・給付金支払等）がある。
- ③ 保険商品・制度に「医療ビッグデータの分析結果」や「ウェアラブル端末の活用」等最新技術のノウハウが活かされている。

(2) 保険商品の特徴による区分

本稿では以下のとおり、個々の「健康増進型保険」について、「健康状態等を反映・判断する主な時点」と「健康状態等による優遇措置の内容」の視点に基づき、以下①～④に区分した。

【主に契約加入時の健康状態を反映】

- ① 契約時の健康診断結果等から算定した「健康年齢」²に対応した保険料を適用する。
- ② 契約時の健康状態・健康診断結果等に対応して設定された「保険料率・割引区分」を適用する。

【主に契約加入後の健康状態・健康増進活動状況を反映】

- ③ 契約後の運動に関する生体データ活用により、要件を満たした場合に「給付金」を支払う。
- ④ 契約後の健康増進活動（健康診断結果・生体データ・運動履歴等）をポイント化し、毎年の累計ポイント区分に応じて「保険料

の割引・割増率」を適用する。

(3) 個々の保険商品の概要・特徴

(2)の①～④の区分に対応する個々の保険商品の概要・特徴は、後掲『(表) 主な「健康増進型保険」の概要と特徴等』のとおりである。整理にあたっては、保険商品を提供している各社のHPにおけるニュースリリースや保険商品紹介等の公表内容を参考に筆者が集約しており、表現・文言等が各社HP掲載内容と一致しない点をご容赦いただきたい。

(4) 保険商品としての「健康増進型保険」全体の特徴

個々の保険商品の概要・特徴等は、(3)の(表)のとおりであるが、これらを整理したことにより筆者が認識した「健康増進型保険」の2つの特徴について記載する。

① 健康状態等による「リスク細分型」が中心

『共済総研レポート』No. 158でも触れているが、現時点で提供されている「健康増進型保険」は、保障内容面で斬新なものではなく、「健康状態・健康増進活動状況により保険料を割引・割増するリスク細分型の保険」が中心であり、リスク細分化の制度構築にあたり、各社固有の医療ビッグデータの分析結果を活用³している商品が多い。

保険会社としては契約獲得が最重要である

2 「健康年齢」とは、「株式会社日本医療データセンター」が、自らが保有する健診データやレセプトデータ等の医療ビッグデータを解析して開発した指標であり、当センターの「登録商標」である。当センターは、「健康年齢」を適用して国内で最初に健康増進型保険を開発（2016年6月：特定疾病入院時に一時金を支払う保険）した「健康年齢少額短期保険株式会社」と同一グループ内の会社である。

なお、当センターは、第一生命・かんぼ生命・NTTデータによる「InsTechオープンイノベーションビジネスコンテスト（豊洲の港から）」において、「健康年齢とかざしOCRを活用した健康増進サービス」により最優秀賞を受賞（2017年3月）し、そのノウハウが第一生命とネオファースト生命の保険商品や健康アプリに活かされている。生命保険会社による他業態連携・協業の注目すべき事例の一つである。

3 例えば、医療ビッグデータ分析により明らかになった「健康診断結果の特定項目（例：BMI・血圧など）の数値が高い人は、将来、特定疾病の発症・罹患リスクが高い」という要素を保険料率に反映するとともに、そのデータを示して加入者自身に将来の特定疾病リスクを認識してもらい予防の取組みにつなげている。加入者が健康になれば、保険会社にとっては「将来の保険金支払抑制効果」につながるメリットがある。

(表) 主な「健康増進型保険」の概要と特徴等

項目/区分	①契約時の健康年齢	②契約時の健診結果等に基づく複数の	
保険会社	ネオファースト生命 (第一生命グループ)	第一生命	
商品名・保険種類等	ネオde健康エール【特定生活習慣病入院一時給付保険】	ネオdeしゅうほ【収入保障保険】	ジャスト (健康診断割引特約)【主力の総合保障タイプの保険】
1. 取扱開始時期	2017年10月	2016年9月 (2018年9月改定)	2018年3月
2. 保険期間	3年・自動更新 70歳更新時に終身保障移行	80歳まで設定可能	保険種類による (終身保障を含まない)
3. 主な保障内容または健康増進に関する特約付加可能商品	<p><支払要件等> 「8大生活習慣病※による入院」の場合に一時金を支払う。 ※ がん、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患</p>	<p><支払要件等> 「死亡」した場合に収入保障年金を支払う。 注) 特則により3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)、所定の障害状態に対して年金を支払う。</p>	<p><健康診断割引特約の付加対象保険> ①特定状態定期保険 (3大疾病・介護・身体障害・死亡) ②特定状態充実保障定期保険 (①に加え、上皮内がん・狭心症・脳動脈瘤・糖尿病の3大合併症・①より軽度の身体障害) ③特定状態収入保障保険 (3大疾病・介護・身体障害・死亡) ④特定疾病定期保険 (3大疾病・死亡) ⑤特定疾病充実保障定期保険 (上皮内がん・急性心筋梗塞・脳卒中) ⑥定期保険 ⑦逡減定期保険 注) 終身保険、養老保険、医療保険、介護年金保険等は健康診断割引特約の付加対象外</p>
4. 健康関連制度のポイント (保険料率適用の判断要素・基準)	<p>【健康年齢に基づく保険料】 契約時および3年毎の更新時に「健康診断結果等」の所定項目の数値から算定した「健康年齢」※に基づく保険料を適用する (実年齢に対して割引・割増)。 ※ 年齢・性別と健康診断結果等の「BMI (男性のみ)、収縮期血圧 (男性のみ)、拡張期血圧、尿蛋白、中性脂肪 (女性のみ)、HDLコレステロール、GOT、γ-GTP、HbA1cまたは空腹時血糖」の各項目の数値を入力して算定 (当社の「健康年齢」は、日本医療データセンターが保有する医療ビッグデータを活用しているが、独自の分析技術に基づいて算出したものである) 注1) 健康年齢には上限 (契約・更新時の実年齢+5歳) と下限 (18歳) を設定 注2) 3年毎の更新時に健康診断結果等未提出の場合は、「健康年齢の上限」を適用 注3) 更新時実年齢が70歳の終身保障移行時には、実年齢の70歳に対応した保険料を適用</p>	<p>【健康体割引特約】 契約時の「健康診断結果等と1年以内喫煙有無」に基づき※、標準体料率から割り引く保険料率 (喫煙者健康体、非喫煙者健康体) に該当する場合、当該割引保険料を保険期間中適用する。 ※割引保険料適用の手順 ① 健康診断結果等の以下基準をすべて満たすこと ・BMI: 18以上~27未満 ・血圧: 20歳以上50歳未満は最高140未満・最低90未満、50歳以上は最高150未満・最低100未満 ・GOT (40歳以上のみ): 30U/L以下 ② ①の基準を満たす場合、「1年以内の喫煙有無」により「喫煙者健康体」または「非喫煙者健康体」の割引を適用</p>	<p>【健康診断割引特約】 契約時に以下割引が適用される場合、当該割引保険料を保険期間中適用する。 ①健康診断基本割引 契約時に健康診断書等を提出した場合に適用 ②健康診断優良割引 健康診断結果が所定の要件※を満たした場合に①に加えて適用 ※以下基準をすべて満たすこと ・BMI: 18以上~27以下 ・血圧: 最高130未満・最低85未満 ・血液検査 (40歳以上のみ): HbA1c 5.5%以下または血糖値100mg/dl未満 注1) 健康診断書等未提出の場合は、標準保険料率を適用 注2) 契約時に健康に関する告知等が必要であり、健康診断優良割引の適用条件を満たした場合でも、告知等の内容により「健康診断基本割引のみ適用」や「契約引受否」の場合もある。</p>

保険料率区分	③契約後の運動で給付金支払	④契約後の健康増進活動で保険料割引・割増
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命	東京海上日動あんしん生命	住友生命
リンククロス 自分と家族のお守り 【収入保障保険】	あるく保険（健康増進特約） 【新医療総合保険】	Vitality（健康増進乗率適用特約） 【主力の総合保障タイプの保険、医療保険】
2018年4月	2017年8月	2018年7月
60歳または65歳までを設定 (HP保険料試算掲載内容より)	主契約：終身 健康増進特約：2年・任意更新	保険種類による (終身保障を含む)
<p>＜支払要件等＞</p> <p>「死亡・高度障害状態」の場合に遺族年金・高度障害年金を支払う。 注) 特約により7大疾病、メンタル疾患、所定の障害状態に対して年金を支払う。</p>	<p>＜主契約の保障＞</p> <p>入院、手術、放射線治療</p> <p>＜健康増進還付金＞</p> <p>下欄参照</p> <p>注1) 契約時に無事故給付金の有無の設定可能</p> <p>注2) 通院・先進医療・特定治療支援・5疾病就業不能・がん診断・介護保障・特定損傷等多様な特約付加が可能</p>	<p>＜健康増進乗率適用特約の付加対象保険＞</p> <p>①プライムフィット 未来デザイン1UP Vitality (各種特約を組み合わせて契約する保険)</p> <p>＜主な保障＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活障害収入保障特約 (就労不能・介護) ・収入保障特約、定期保険特約 (死亡) ・LIVガード特約、災害・疾病関係特約 (医療) ・新終身保険、保険ファンド (LIVE ONE) (資産形成・老後) <p>②ドクターGO Vitality (医療保険)</p> <p>主契約：入院・手術・放射線治療</p> <p>注1) ①②とも他に多種・多様な特約付加が可能</p> <p>注2) 災害割増特約・傷害特約・傷害損傷特約は保険料割引・割増の対象外</p>
<p>【健康体料率特約】</p> <p>契約時の「健康診断結果等と1年以内喫煙有無」に基づき、標準体料率から割り引く保険料率 (喫煙者健康体※、非喫煙者標準体、非喫煙者健康体※) に該当する場合、当該割引保険料を保険期間中適用する。</p> <p>※「健康体」の要件</p> <p>以下項目と医師の診査結果が基準内であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BMI：18超～27未満 ・血圧：最高140未満・最低90未満 <p>【健康☆チャレンジ！制度】</p> <p>① 契約後の所定期間内※に喫煙状況または健康状態が改善し、所定基準に適合した場合、以降の適用保険料率区分を変更する。</p> <p>② [(契約時保険料-変更後保険料) × 保険料を払い込んだ月数] により算出した金額を「健康チャレンジ祝金」として支払う。</p> <p>※ 保険料率変更の申出は契約日から「2年以上5年以内」に限り可能 (最大3回まで)。</p>	<p>【健康増進特約】</p> <p>＜健康増進還付金の支払要件・支払額＞</p> <p>支払対象期間 (2年間) を計測単位期間 (6か月) ごとに4区分して平均歩数を計測。2年毎の計測結果に基づき、以下算式で算出した金額を支払う。</p> <p>(健康還付金額 ÷ 4) × 1日あたり平均歩数8,000歩以上の計測単位期間の数</p> <p>注1) 健康増進特約は、2年間の支払対象期間満了時に当社が特約の締結を取り扱っているときは再度付加が可能。</p> <p>注2) 歩数の計測は、加入時にスマホ専用アプリをダウンロードし、契約成立後にウェアラブル端末を無償貸与 (健康増進特約を再度付加する際に無償貸与を保証するものではない) し、端末とアプリを接続して行う。</p>	<p>【健康増進乗率適用特約】</p> <p>① 毎年度、標準保険料に所定の「健康増進乗率」を乗じて保険料を算出する。第1保険年度は85%の健康増進乗率 (15%割引) が適用される。</p> <p>② 第2保険年度以後は、「各保険年度の開始日の6か月前の応当日におけるVitality健康プログラム契約に基づいて判定された4区分のステータスに応じた増減率」を「前年度適用の健康増進乗率」に加えて保険料を算出する。</p> <p>③ ステータス区分と増減率は、「ブルー (0pt以上)：2%割増、ブロンズ (12,000pt以上)：0% (増減なし)、シルバー (20,000pt以上)：1%割引、ゴールド (24,000pt以上)：2%割引」</p> <p>④ 標準保険料に対して適用される割引の下限は30%、割増の上限は10%</p> <p>⑤ 特約付加には保険契約とは別に「Vitality健康プログラム契約」の締結が必須となる。</p> <p>【Vitality健康プログラム契約】</p> <p>① 保険契約とは別に「Vitality利用料」として月額864円 (税込) の支払が必要となる。</p> <p>② 加入後の健康増進活動の成果に応じて特典 (商品・サービス購入割引等) を提供し、特典利用を通じた健康増進の取組みを促す。</p> <p>③ 健康増進活動をポイント化し、累計ポイントに応じたステータスに基づいて、「健康増進乗率算出のための割引・割増率」と「当年度の特典 (リワード)」の内容が決定する。</p> <p>注) 当商品・サービスは、ディスカバリー社が開発したウェルネスプログラム「Vitality」を国内独占契約により提供。</p>

共済・保険

項目/区分	①契約時の健康年齢	②契約時の健診結果等に基づく複数の																															
保険会社	ネオファースト生命 (第一生命グループ)		第一生命																														
商品名・保険種類等	ネオde健康エール【特定生活習慣病入院一時給付保険】	ネオdeしゅほ【収入保障保険】	ジャスト (健康診断割引特約)【主力の総合保障タイプの保険】																														
<p><参考1> 割引保険料の水準例 (①②) 健康増進還付金額例 (③) ポイント付与対象の活動 (④) 注) 区分①②の%の数値は少数第二位を四捨五入</p>	<p>○実年齢に対する健康年齢の保険料水準例 <I型 男性:実年齢40歳> 健康年齢:35歳 85.0% (割引) 健康年齢:45歳 121.3% (割増)</p>	<p>○標準保険料に対する割引適用水準例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>喫煙者健康体</th> <th>非喫煙者健康体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男30歳</td> <td>81.6%</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>男40歳</td> <td>88.9%</td> <td>61.8%</td> </tr> <tr> <td>女30歳</td> <td>97.4%</td> <td>60.2%</td> </tr> <tr> <td>女40歳</td> <td>94.8%</td> <td>69.2%</td> </tr> </tbody> </table>		喫煙者健康体	非喫煙者健康体	男30歳	81.6%	63.1%	男40歳	88.9%	61.8%	女30歳	97.4%	60.2%	女40歳	94.8%	69.2%	<p>○標準保険料に対する割引適用水準例 <例>特定状態収入保障保険 (年金年額:1回160万円、死亡一時金160万円、月払:契約時から10年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>健康診断基本割引</th> <th>健康診断優良割引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男20歳</td> <td>91.8%</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>男30歳</td> <td>92.3%</td> <td>84.8%</td> </tr> <tr> <td>女20歳</td> <td>93.5%</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>女30歳</td> <td>95.5%</td> <td>91.8%</td> </tr> </tbody> </table>		健康診断基本割引	健康診断優良割引	男20歳	91.8%	88.2%	男30歳	92.3%	84.8%	女20歳	93.5%	91.2%	女30歳	95.5%	91.8%
		喫煙者健康体	非喫煙者健康体																														
男30歳	81.6%	63.1%																															
男40歳	88.9%	61.8%																															
女30歳	97.4%	60.2%																															
女40歳	94.8%	69.2%																															
	健康診断基本割引	健康診断優良割引																															
男20歳	91.8%	88.2%																															
男30歳	92.3%	84.8%																															
女20歳	93.5%	91.2%																															
女30歳	95.5%	91.8%																															
<p><参考2> 主な健康支援サービス・特典等</p>	<p>注) ネオファースト生命のスマホアプリ「健康第一forネオファースト生命」プレミアムは、第一生命提供の「健康第一」の一部機能を提供しているようである (2017年10月時点情報)。本別表では第一生命のアプリのみ掲載する。</p> <p>○第一生命のスマホアプリ「健康第一」</p> <p>①My健診アドバイス (健診結果をスマホカメラで撮影し、健康年齢と健康タイプを判定。同年代と比較したがん、糖尿病等の将来発生リスクを見える化)</p> <p>②Myレシピ (タニタ食堂とFiNC動画のヘルシーレシピ提供)</p> <p>③Myカロリーチェック (食事をスマホカメラで撮影すると摂取カロリーと栄養素を表示)</p> <p>④Myコラム (ヘルスケア雑誌社提供コラムの無料配信)</p> <p>⑤Myリズム (生活時間や体調に応じて、食事・活動・睡眠などから生活改善メニューを提供)</p> <p>⑥お薬手帳プラス (家族全員の服薬状況把握、服薬時間や通院予定日をアラーム通知)</p> <p>⑦FaceAI機能 (スマホ撮影の顔写真を使用し、将来の自分の顔が確認可能)</p>																																
筆者視点の特徴	<p>① 保険期間が「3年更新」と短期間であり、次回更新時に向けて健康改善意欲につながりやすい。</p> <p>② 健康状態によっては、実年齢適用保険料に対して「割増」となる。3年毎更新時の加齢による保険料上昇もあり、保険料負担感が大きくなる可能性がある。</p> <p>③ 「健康年齢」の基準採用は、現時点ではネオファースト生命と健康年齢少額短期保険株式会社の2社のみで、保険種類も「生活習慣病等の特定疾病入院時に一時金を支払う保険」に限定されている。</p>	<p>① 契約時の健康状態等に応じて適用される保険料 (料率区分) が保険期悪化による保険料上昇はない。しかしながら、加入後の健康増進取組み (「リンククロス」は下欄のとおり対応する制度を設定)。</p> <p>② 健康年齢に比べ対象となる保険が多く、死亡保障・収入保障などメイ</p> <p>③ 割引水準の高い保険料率区分に該当する健康な人が積極的に加入する常の標準体)の加入が抑制される可能性がある (「ジャスト」「リンクク</p> <p>④ 健康診断結果等の使用項目として「BMIと血圧」は各社共通であるが、準も各社毎に差異があり、医療ビッグデータ分析・利活用にあたり、各</p>	<p>① 「健康診断基本割引」は健診結果等の提出のみで割引適用されるため、「保険には加入できるものの健診結果は芳しくない人」でも加入につながりやすい。</p> <p>② 「ジャスト」には健康診断割引が適用されない保険種目があり、個々の契約内容 (組合せ) によりトータル保険料に対する割引の程度は異なる。</p> <p>③ 掲載例の「特定状態収入保障保険」の保険料水準は、他社の保険に比べると割引率は大きくない。</p>																														

保険料率区分	③契約後の運動で給付金支払	④契約後の健康増進活動で保険料割引・割増																																									
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命	東京海上日動あんしん生命	住友生命																																									
リンククロス 自分と家族のお守り 【収入保障保険】	あるく保険（健康増進特約） 【新医療総合保険】	Vitality（健康増進乗率適用特約） 【主力の総合保障タイプの保険、医療保険】																																									
<p>○標準保険料に対する割引適用水準例 <例>基準年金月額20万円、保険期間・保険料払込期間：60歳まで、最低保証期間：2年、月払</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>喫煙者 健康体</th> <th>非喫煙者 標準体</th> <th>非喫煙者 健康体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男30歳</td> <td>96.1%</td> <td>89.9%</td> <td>67.3%</td> </tr> <tr> <td>男40歳</td> <td>96.9%</td> <td>91.3%</td> <td>67.9%</td> </tr> <tr> <td>女30歳</td> <td>94.2%</td> <td>96.8%</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>女40歳</td> <td>96.2%</td> <td>97.1%</td> <td>79.3%</td> </tr> </tbody> </table>		喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	非喫煙者 健康体	男30歳	96.1%	89.9%	67.3%	男40歳	96.9%	91.3%	67.9%	女30歳	94.2%	96.8%	80.0%	女40歳	96.2%	97.1%	79.3%	<p>○健康増進還付金額水準例 加入者の年齢・性別・主契約契約条件により金額が決まる。 <例>入院日額10,000円、保険料払込期間：終身、無事故給付金有</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月払保険料</th> <th>還付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男30歳</td> <td>3,100円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>男40歳</td> <td>4,200円</td> <td>4,080円</td> </tr> <tr> <td>男50歳</td> <td>6,000円</td> <td>9,360円</td> </tr> <tr> <td>女30歳</td> <td>3,200円</td> <td>3,120円</td> </tr> <tr> <td>女40歳</td> <td>3,630円</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>女50歳</td> <td>4,780円</td> <td>10,560円</td> </tr> </tbody> </table>		月払保険料	還付金額	男30歳	3,100円	2,400円	男40歳	4,200円	4,080円	男50歳	6,000円	9,360円	女30歳	3,200円	3,120円	女40歳	3,630円	4,800円	女50歳	4,780円	10,560円	<p>○Vitality健康プログラム契約に基づく「ポイント付与対象の健康増進活動」</p> <p>①健康状態の把握 ア. オンラインチェック（「総合」、「食生活」、「たばこ」、「こころ」の分野ごとに会員ポータルでの質問をチェックするとポイント付与） イ. Vitality健康診断（健診結果提出。さらにBMI・血圧・血糖・コレステロール・尿蛋白の各々が所定基準値内であれば項目毎にポイント付与） ウ. 予防（年齢・性別に応じ、大腸がん・肺がん・胃がん・乳がん・子宮がんの検診受診、肺炎球菌ワクチン接種。検診種類によっては1回の受診で複数年ポイント付与）</p> <p>②健康状態の改善（運動） ア. 1日あたり歩数※ イ. 会社所定機器で測定した運動中心拍数※ ウ. 会社所定のフィットネスジム利用 エ. 会社所定のイベント参加（ウォーキング、ランニング、水泳、サイクリング、トライアスロン） ※ 歩数・心拍数カウントには会社所定のウェアラブルデバイス・スマホアプリが必要 注）ポイントは会員ポータルに自動的に反映される場合を除き、活動日から6か月以内にポイント加算申込手続が必要</p>
	喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	非喫煙者 健康体																																								
男30歳	96.1%	89.9%	67.3%																																								
男40歳	96.9%	91.3%	67.9%																																								
女30歳	94.2%	96.8%	80.0%																																								
女40歳	96.2%	97.1%	79.3%																																								
	月払保険料	還付金額																																									
男30歳	3,100円	2,400円																																									
男40歳	4,200円	4,080円																																									
男50歳	6,000円	9,360円																																									
女30歳	3,200円	3,120円																																									
女40歳	3,630円	4,800円																																									
女50歳	4,780円	10,560円																																									
<p>○健康チャレンジサポートサービス サービス利用期間を「有効契約で契約日から5年以内」と限定し、「健康☆チャレンジ！制度」の利用を促進</p> <p>①リンククロス フィット（専用アプリで毎日の歩数・体重や食事を記録。食事内容への専門家アドバイス） ②禁煙クイックライン※（禁煙方法、禁断症状の乗り越え方などをアドバイス） ※ 国立がん研究センターの登録商標 注）現在は無償</p>	<p>○からだ予測ナビ 生活習慣病編（生活習慣から10年後の生活習慣病発症率を予測するWebサービス）</p>	<p>○会員向けの特典（リワード） Vitality健康プログラム契約に基づいて提供する特典（以下①～⑦）であり、11社のパートナー企業と提携して提供。ステータス区分により、特典内容は異なる。</p> <p>①健康診断（血液検査）の無料・割引クーポン、②ウェアラブルデバイスの割引購入（運動状態把握に必要）、③フィットネスジムの月会費割引、④スポーツ用品の割引購入、⑤ヘルシーフードの割引購入、⑥旅行代金割引、⑦アクティブチャレンジ（会員の過去の活動状況等に基づき個々の会員ごとに活動目標を指定。所定期間内に目標達成すると特典を利用できる） 注）特典⑦の一部は「Vitalityコイン」で提供し、2019年1月中旬から「1コイン＝1円分」として電子マネーギフトと交換可能となる予定。</p>																																									
<p>間中は保証され、加入後の健康状態の動機付けは若干弱い印象を受ける</p> <p>ン保障商品が対象となっている。一方で、割引が適用されない人（通ロス）は下欄のとおり対応する制度</p> <p>それ以外の項目は異なる。血圧の基社毎に手法が異なることが伺われる。</p>	<p>① 既存の終身医療保険をベースに「健康増進特約」を付加した商品といえ、他社に比べて効率的な商品開発を実現している印象である。</p> <p>② 保険料率にリスク細分を採用しておらず、保険期間中の保険料上昇はない（医療ビッグデータ活用の有無は不明）。</p> <p>③ ウェアラブル端末活用もあり、契約後の歩行を中心とした健康増進を意識しやすい。「1日平均8,000歩」は現役世代ならクリア可能な水準。高齢期の要件クリアは難しくなるが、健康増進特約は2年毎に非継続選択もできる。</p> <p>④ 健康増進還付金額の水準から、給付金取得よりも「保険加入を機に健康を意識」という目的での加入が想定される。</p>	<p>① 将来的に変動可能性がある健康増進関連の制度・サービスを保険契約と切り離して構築する方式により、既存の保険商品を「健康増進型保険」として提供可能とした。また、将来の新保険商品開発の際にも汎用性が高い制度である。</p> <p>② 加入時に標準保険料に対して一律15%割引を適用するので、「保険に加入できる健康状態」であれば、加入時点で健診結果が芳しくない人の加入も進みやすい。ただし、加入後の状況により保険料が割増となることがある。</p> <p>③ 保険料の割引・割増率と特典（リワード）内容を確定する要素であるポイントを付与する対象活動等が他商品に比べると多岐にわたり、かつ、毎年度反映されることから、「保険加入後の健康増進」への動機付けは他社の保険よりも強いと考える。ただし、若干制度が複雑な印象を受ける。</p> <p>④ 保険料とは別枠で「Vitality利用料」がかかるので、トータルでの保険料割引効果は軽減する。</p> <p>⑤ ディスカバリー社との国内独占契約に基づき、他社が真似できないことが訴求点である一方で、国内における健康増進型保険の標準タイプとはなりにくいかもしれない。</p>																																									

ことから、「加入者にとってわかりやすいメリット＝保険料割引」を訴求点としている商品が多いと考える。

② 将来を見据えた「健康関連データ収集」と「見直し可能な制度設計」

「健康増進型保険」は、健康診断結果やウェアラブル端末を利用して収集した生体データ等をもとに保険料を算出するので、保険会社は保険契約を通じて加入者の健康に関する様々なデータ取得が可能となる。これらの自前で収集したデータを独自に分析することにより、将来的に「健康状態・健康増進活動と疾病リスクとの関係」をよりの確に反映した「健康増進型保険」の提供や予防等に資する各種サービス提供につなげることが想定される。

なお、(3)の別表で整理した保険のうち、「契約加入後の健康状態・健康増進活動状況を反映する」タイプでは、保険契約締結後に保険会社の判断により適用基準等の変更ができる柔軟な制度設計となっている点は注視する必要がある⁴。契約期間が長期にわたる生命保険契約では、保険期間途中で契約時に適用された健康関連の基準・制度が馴染まなくなったり、ウェアラブル端末等の機器が陳腐化する可能性があること等への対応と推察される。この見直し可能な制度は「健康増進型保険」に関連する諸制度が今後も比較的短期間のうちに進化する可能性を示唆しており、加入者にとってはメリットとなることもあろうが、加入時の適用基準等が将来変更される（保証されない）点は不安要素となるかもしれない。

3. JA共済における「健康分野」への取組みについての考察

(1) 健康増進に関する活動・サービス等

① JA（JAグループ）の「健康分野」への取組実態等

「JA共済」という枠に縛られず、JAグループ全体の取組みとして捉えれば、政府の成長戦略に「健康寿命の延伸」がとりあげられる以前からJAは「組合員・地域住民の健康の維持・増進」に寄与する様々な取組み・活動を実践している。

代表的取組事例として、JA全中が推進している「JA健康寿命100歳プロジェクト」⁵では、主に中高齢者を対象とした活動メニューとして「食事分野（乳和食セミナー、JA健康寿命100歳弁当コンテスト）」、「運動分野（ウォーキング教室・大会、介護予防運動）」、「健診・介護・医療分野（口腔ケア、認知症予防・啓発活動）」を通じて「身体の健康」の維持を目指すとともに、JAの助け合い組織・女性組織等の地域貢献活動による生きがいづくりを通じて「心の健康」にもつながる内容となっている。JAは各々の地域実態を踏まえて活動に取り組んでいるため、JAごとにとり組む内容・程度に違いはあるものの、当該プロジェクトに基づいた「健康維持・増進活動」が展開されている。

また、JAは「くらしの活動」として、「食農教育」（学童農園、出前授業、あぐりスクール等）、「生活文化活動」（料理教室、清掃・交通安全等の地域貢献活動等）、「助け合い活動」（見守り活動、家事援助、生きがい教室、配食サービス、子育て支援等）などにも取り

4 住友生命の「Vitaliy」における健康増進に関連する制度・サービスを生命保険契約と切り離れた別契約に基づいて提供する方法や東京海上日動あんしん生命の「あるく保険」における健康増進特約の保険期間を主契約の保険期間（終身）よりも短期（2年間・自動更新はしない）に設定する方法は、保険契約後の諸情勢等の変化に柔軟に対応できる。このことにより保険会社としては、斬新な制度導入へのチャレンジと将来に向けて過度なリスクを抱え込まないことが可能になると考える。

5 JAグループの高齢者生活支援活動として、組合員・地域住民の健康寿命を創造し、100歳まで「健康寿命」を保つことでゆとりと生きがいのある暮らしづくりを提案している。

組んでいる。健康分野にとどまらず、こどもから高齢者まで幅広く対象とした様々な活動を通じて、「生涯にわたり健康な生活を過ごせるように支援する」とともに、「健康を損なってしまった方への生活支援」も行っている。

これらのJAの活動は特定事業の付帯サービスとして行っているのではなく、地域に密着して総合事業を行っているJAならではの活動と捉えることができる。JAは組合員・利用者の健康に資する取組みを行うにあたり、共済事業との関連に拘る必要はなく、この点は保険会社との大きな違いといえる⁶。

② 「JA共済加入者向けの健康増進活動」の必要性等

①の活動の多くはJAが行っている特定事業の利用者に限定することなく、組合員とその家族を主な対象としつつ、活動によっては地域住民にまで対象を広げて展開し、広く「地域の活性化」に努めている。これらのJAの活動のなかには、JA共済連を含めた連合会などが助成・支援を行っているものもあり、JAグループ一体となって取り組んでいるといえる。

仮にJA共済事業として全国一律に共済加入者に対して健康に関する活動・サービスを展開するとした場合、少なくとも個々のJAが取り組んでいる活動・サービスと重複しない内容とするべきである。私見であるが、現状、

個々のJAが地域の実態に応じて様々な健康関連の取組みを展開しているなかでは、全国一律に「共済事業利用者」という特定層のみを対象に健康関連のサービス等を提供することは、組合員およびJAにとって馴染みにくい面もあると考える⁷。

(2) 「健康増進型保険」に対応した共済仕組みの必要性等

JAが様々な事業や活動を通じて組合員・地域住民の健康増進・生活支援に努めていることは事実であり、その点を考慮すれば、「JA共済加入を契機に健康増進」というコンセプトの共済仕組を開発する緊急性はなく、その必要性は以下①②の要素を踏まえて慎重に検討を行うべきであると考える。

① 組合員・加入者ニーズの把握

現時点で提供されている「健康増進型保険」は、加入者ニーズを踏まえて開発・提供されたというよりも、政府主導の「健康寿命の延伸」の取組みを踏まえ、今後、市場が拡大すると見込まれる「ヘルスケア事業」の柱の一つとして生命保険会社主導で投入され、加入者ニーズを掘り起こしている印象が強い。

したがって、組合員の多くが「健康増進型保険」のような共済仕組の提供を求めているのか、ニーズがあるとしたらどのような制度面・サービス面の特徴に魅力を感じているの

6 保険会社の場合、保険業法において「固有業務（保険業）、保険業の付随業務、金融関連の法定他業」以外の事業を行うことはできない（第97条～第100条参照）。この規制は、仮に保険会社が他の事業を営んで欠損を生じた場合に、収入保険料で補う等保険業から補てんすると、保険業の数理的基礎に影響を及ぼし、保険契約者に不利益となるという趣旨によるものであり、当規制のもとでは、保険会社が「本業である保険商品を提供し、保険加入を通じて健康増進を図る」という取組みは自然といえる。JA共済は、JAとJA共済連との機能分担による共同元受方式のもとで事業を行っており、すべての共済責任を保有するJA共済連は、農協法第10条第24項に基づき、「共済事業、共済事業の附帯事業、保険代理業」以外の事業を行うことができず、保険会社と同等の規制が適用されるが、JAは農協法第10条第1項の規定に基づき、同項各号に規定された事業（営農指導・営農経済・生活購買・信用・共済・医療・高齢者福祉等）の全部または一部を行うことができる。

7 現状、JA共済連が提供している健康関連分野の代表的取組みとしては、「健康・介護ホットライン（電話相談サービス）」、「レインボー体操」、「笑いと健康教室」、「健康・介護コンテンツ げんきなカラダ（健康に役立つレシピ紹介、介護予防情報提供）」などがあり、これらは利用者を共済加入者に限定せず、地域貢献活動としての性格が強いと考えられる。

かを的確に把握する必要がある⁸。

② 掛金率面での対応の必要性

J A共済と生命保険の同一保障分野において「健康増進型保険の健康体割引適用の保険料水準」と「J A共済の標準体の掛金水準」が比較された場合に、J A共済の優位性は確保されるのかという点がポイントとなる可能性がある。この対応には「共済掛金率にリスク細分型を採用する方法」と「共済掛金率全体を引き下げる方法（＝「健康増進型保険」対応の共済仕組開発を必要としない）」が考えられるが、いずれの方法もJ A共済の既存の保有データや現状公開されている公的統計データのみで合理的な掛金率設定を行うことは困難と思われ、対応にあたっては民間医療ビッグデータの入手・活用や分析ノウハウ構築のための他社との連携等が必要になることが想定される。

なお、医療ビッグデータの分析・活用は、保険料率面だけでなく引受範囲拡大⁹につながる可能性がある。また前掲2(4)②に記載のとおり、今後、自前で収集・保有したデータの分析・活用が他社との差別化につながる可能性もある。これらの点も含めた慎重な検討が必要になると考える。

4. おわりに（私見）

筆者は「保険加入を契機に健康に」という「健康増進型保険」のコンセプトに対して、

「自らの健康維持・管理にあたり民間保険にそこまで期待するのか？」という疑問を持っている。『共済総研レポート』No.158に記載したとおり、現在、国を挙げて「健康寿命の延伸」を実現するべく、保健医療データプラットフォームの構築等、様々な取組みが進行しており、将来、公的機関や健保組合等から個人が健康増進を意識し、行動変容につながる有用な情報・サービス提供がなされるのではないかという期待もある（その情報・サービスの提供を行うのが業務を受託した保険会社やその関連会社になる可能性はあるが）。とはいえ、生命保険会社のメインターゲットと考えられる20～30歳代は、比較的健康状態が良好な人が多いと想定され、「健康増進型保険」の保険料割引等のメリットを享受しやすく、健康関連アプリなども効果的に使いこなすので、これらの世代を中心に支持されるのかもしれない。いずれにしても今後も動向を注視していきたい。

本稿の執筆を通して、「健康増進型保険」の開発の背景にある「技術革新」の流れは、今後、保険分野全体のリスク細分化を促進するのではないかという問題意識に至った。既に自動車保険分野ではIoT技術を活用し、自動車の走行データをもとに保険料を算出する「テレマティクス保険」¹⁰が、国内でも一部の損害保険会社から提供されている。火災保険分野では、増加が見込まれるスマートハウスに活かされる技術にリスク軽減効果がある

8 第一生命の2018年7月17日付ニュースリリースによれば、「ジャスト」は約4か月で販売件数が30万件を突破。加入者が評価した上位項目は「①自分にあった商品内容（95.9%）」「②健康を損なうリスクにワイドに備えられて安心（94.0%）」「③健康診断割引（86.7%）」である。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の2018年8月14日付ニュースリリースによれば、収入保障保険「リンククロスじぶんと家族のお守り」は発売114日で5万件を突破。加入者の声として「健康になると保険料が安くなる『健康☆チャレンジ！制度』が魅力的」、「加入を機に『健康☆チャレンジ制度！』で禁煙にチャレンジしたい」と、当商品独自の制度が評価されている。

9 第一生命は医療ビッグデータ分析を通じて保険商品の開発だけでなく、従来「加入困難」、「条件付加入」と判断していた持病、病歴、血液検査結果等の健康診断結果について保険に加入できる事例を確認し、「引受基準の緩和」を実現している。

10 保険料への反映要素により、走行距離をベースとした「PAYD型（実走行距離連動型）」とアクセルやブレーキの使い方など安全運転の程度をベースとした「PHYD型（運転行動連動型）」の2種類に大別される。

と証明されれば、保険料率に反映されるかもしれない。「リスク細分化」は、保障対象となる個々のヒト・モノが抱えるリスクに応じた保険料を適用するという点においては公平で合理的な制度といえるが、リスク細分の程度（格差水準）によっては、「助け合い」という協同組合・JA共済の理念に馴染まないのではないかという個人的懸念を有しており、より慎重に検討を行うべき課題であると考え¹¹。

なお、本稿では記載できなかったが、「健康増進型保険」を提供するプロセスにおいて、保険会社が大手企業やベンチャー企業との連携・協業を通じて積極的に新しい技術を採用していること、またさらに将来の「InsurTech（インシュアテック）」推進を見据えて、ITベンチャーの発掘・協業のためにアメリカのシリコンバレーに拠点を設置する等の取組みを行っていることは押さえておく必要がある。技術革新は我々の生活の様々な分野に影響を及ぼしているが、保険分野においても、今後、劇的な変化が起こるのかもしれない。

最後に、本稿のテーマと直接関係はないが、現在JAグループは第27回JA大会決議内容を受け、自己改革実践の取組みの一つとして、組合員が地域農業と協同組合理念を理解し、「わがJA意識」を持ち、積極的な事業利用と活動参加につなげる「組合員のアクティブ・メンバーシップの確立」に取り組んでいる。その実現にあたっての有効な取組みのひとつにJA役職員による組合員への訪問・対話活動があり、訪問・対話の際にはJAが独自に作成したチラシ・パンフレットや広報誌の活用が協同組合理念やJAの事業・活動への理解促進につながりやすいとされている。

本稿の前掲3(1)①に記載した個々のJAが取り組んでいる健康分野を含めた様々な活動は、地域におけるJAの存在意義を組合員に認識していただくことに資する素晴らしい取組みであり、すべてのJAが積極的に情報提供・PRしていただきたいと考える。

(2018年9月18日 記)

【参考文献・情報】

- ネオファースト生命HP掲載情報
<http://neofirst.co.jp/>
- 第一生命HP掲載情報
<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命HP掲載情報
<http://www.himawari-life.co.jp/>
- 東京海上日動あんしん生命HP掲載情報
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>
- 住友生命HP掲載情報
<http://www.sumitomolife.co.jp/>
- 日本生命HP掲載情報
<https://www.nissay.co.jp/>
- 健康年齢少額短期保険株式会社HP掲載情報
<https://kenko-nenrei.co.jp/company/outline/>
- JA高齢者福祉ネットワーク全国農業協同組合中央会HP掲載情報
<http://www.ja-care.net/>
- 『保険業法 2017』石田満著（文眞堂）
- 『月刊JA』（2017年8月号）掲載：JA全中JA支援部組合員・くらしの対策推進課「アクティブ・メンバーシップの確立に向けたJAグループの取組みについて」

11 JA共済の主力仕組みである建物更生共済は、建物の構造別掛金率は採用してはいるが、損保の火災保険と異なり地域別料率を採用していない。自然災害は全国各地でも起こり得るものであり、全国の組合員が建物更生共済への加入を通じて、相互に罹災した組合員を支えあうという「協同組合の理念」、「JA共済の理念」を具現化している制度として、全国一律の掛金率であることが建物更生共済の特徴（特長）の一つとなっている。